

一般財団法人奈良県高等学校野球連盟（以下「本連盟」という）の運営に際して必要となる事項につき、以下のとおり規程を定める。

## 第1章 組織

第1条 本連盟に新たに加盟する高等学校野球部は、学校長の加盟願、部員登録名簿及び顧問名簿を本連盟に提出し、評議員会の承認を受けなければならない。

## 第2章 定例大会及び事業等

第2条 本連盟は、春季大会、選手権大会、秋季大会の3大会を開催する。

2 本連盟は、近畿圏に位置する他の2府3県と輪番で近畿大会を開催する。

3 本連盟は、指導者講習会並びに審判講習会を開催する。

4 本連盟は、加盟校相互の情報の共有とコミュニケーション等を図る機関として、加盟校連絡会を開催する。

## 第3章 評議員及び役員

第3条 奈良県高等学校野球連盟の評議員及び役員（理事、監事）は、次の定年制を実施する。

(1) 評議員及び監事は、満70歳に達したとき、その年度に定年とする。

(2) 理事の定年は、満70歳に達したとき、その年度に定年とするが、代表理事及び専務理事は、満60歳に達したとき、その年度に定年とする。

2 前項の定年制によって退任する時期を次の様に定める。

(1) 役員がその任期中に定年に達したときは、その後に開催される最初の理事会集結をもって退任する。

(2) 評議員がその任期中に定年に達したときは、その後に開催される最初の評議員会集結をもって退任する。

第4条 評議員の選任数については、定款第11条に定めるほか以下のとおりとする。

(1) 県内硬式加盟校より野球部長12名、軟式加盟校より野球部長2名。

(2) 有識者、評議員及び理事経験者並びに県教育委員会より若干名。

2 前項の硬式加盟校からの選任については、原則として、加盟校を位置する郡市によって次の4地区にわけ、各地区から3名の部長とする。

1 区；奈良市内、

2 区；生駒市、大和郡山市、生駒郡、香芝市、北葛城郡、

3 区；大和高田市、磯城郡、天理市、桜井市、宇陀市、

4 区；橿原市、高市郡、御所市、五條市、吉野郡

3 各学校選出の評議員について、就任後の人事異動により、同一校に2名が属することになっ

た場合でも、学校長の了解が得られ、且つ、野球部顧問（以下、「部顧問」という）の職にあるときは、引き続き評議員を続けることができるものとする。この場合において、複数名解消の調整は、必要に応じて評議員会の決議により、改めて当該地区の評議員の選定を行うこととする。但し、後任の評議員の任期は、前任者の残余期間とする。

- 4 前項において、部顧問の職を離れた場合は、評議員を退任する。
- 5 評議員選任の方法等については、毎年度加盟校連絡会議でその内容を説明する。

第5条 理事の選任数については、定款第22条に定めるほか、以下のとおりとする。

- (1) 加盟校の現職校長より3名以内
  - (2) 硬式加盟校の野球部部長又は監督又は部顧問より20名以内
  - (3) 軟式加盟校の部顧問より1名以内
  - (4) 県内野球部の部顧問経験者より3名以内
  - (5) 審判より3名以内
- 2 前項(1)においては1名を会長（代表理事）、他の2名以内を副会長とする。
  - 3 第1項(2)については、地区推薦理事4名と会長推薦理事16名以内とする。

第6条 監事の選任数については、定款第22条に定めるほか、理事経験者より選任するものとする。

#### 第4章 顧問及び参与

第7条 奈良県高等学校野球連盟の顧問及び参与は、次の定年制を実施する。

- (1) 顧問の委嘱期間は最長10年とし、満70歳に達したとき、その年度に定年とする。
  - (2) 参与の委嘱期間は最長5年とし、満75歳に達したとき、その年度に定年とする。
- 2 前項の定年制によって退任する時期を次の様に定める。
    - (1) 顧問がその委嘱期間中に定年に達したときは、その後に開催される最初の理事会集結をもって退任する。
    - (2) 参与がその委嘱期間中に定年に達したときは、その後に開催される最初の評議員会集結をもって退任する。

第8条 顧問は、定款第35条第3項の諮問に応じて意見を述べることができ、特に必要があるとして理事会又は評議員会からの要請がある場合、理事会又は評議員会に出席して意見を述べることができる。ただし、顧問は、本連盟の業務執行の任を負わないものとする。

#### 第5章 業務の分掌

第9条 定款第22条第4項に定める事務局、事業、記録、審判、会計の業務の分掌は下記のとおりとする。

- (1) 事務局
  - ① 本連盟が主催または協力するすべての事業に関する事務
  - ② 定款第4条(1)、(2)、(7)、(8)、(9)、(10)に関わる事業

- ③ 連盟史の作成
- ④ ①～③に付帯関連する業務
- (2) 事業
  - ① 定款第4条(3)、(4)、(5)に関わる事業
  - ② ①に付帯関連する業務
- (3) 記録
  - ① 各大会の公式記録の作成と管理
  - ② 各大会のアナウンス
  - ③ ①～②に付帯関連する業務
- (4) 審判
  - ① 定款第4条(6)に関する審判活動や技術の向上に関する事業
  - ② 審判員の確保及び育成
  - ③ ①及び②に付帯関連する業務
- (5) 会計
  - ① 本連盟の資産管理並びに会計に関わるすべての業務
  - ② ①に付帯関連する業務

## 第6章 雑則

第10条 評議員、役員を選出方法については、別に定める選出委員会規則に従うものとする。

第11条 この規程の改訂及び廃止は、評議員会の決議による。

## 附則

- 1 この規程は、平成25年2月7日から施行する。